

「熊本県新事業支援調達制度」の認定商品募集要領



○ 制度の概要

熊本県では、新事業分野の開拓に取り組む企業や創業者を支援し、県経済の活性化及び新産業の創出を図っています。

地方自治法施行令の一部改正（平成16年11月）により、随意契約の方法によって契約を締結できる範囲が拡大され、「新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者」として普通地方公共団体の長の認定を受けた企業等が新商品として生産する物品の調達契約が追加されました。

熊本県新事業支援調達制度は、県の各機関において随意契約による購入が可能となる新商品等を認定する制度です。

○ 申請要件 ((1)、(2) のいずれにも該当する必要があります。)

(1) 申請者は、次のいずれかに該当するもの。

- ① 県内に本社、本店を有する者であること。
- ② 新商品に係る工場又は事業場を県内に有する者であること。

(2) 対象となる新商品は、申請時点で販売開始から5年以内の物品であること。

○ 認定基準 ((1) ~ (8) のいずれにも該当する必要があります)

(1) 当該新たな事業分野の開拓に係る新商品が、既に企業化されている商品とは通常の取引において若しくは社会通念上別個の範疇に属するもの、又は既に企業化されている商品と同一の範疇に属するものであっても既存の商品とは著しく異なる使用価値を有し、実質的に別個の範疇であると認められること。
→新規性、先進性、独自性が認められること

(2) 当該新たな事業分野の開拓に係る新商品が、事業活動に係る技術の高度化若しくは経営の能率の向上又は住民生活の利便の増進に寄与するものであると認められること。
→社会的有用性が認められること

(3) 新商品の生産の実施方法並びに実施に必要な資金の額及びその調達方法が、新商品開拓を確実にするために適切なものであること。

(4) 申請事業者において開発した商品であること。

(5) 熊本県グリーン購入方針に基づく調達対象品目に該当する場合には、その判断基準を満たすこと。

(6) 実施計画が公序良俗に反しない又は反するおそれがないこと。

(7) 実施計画が関係法令に反しない又は反するおそれがないこと。

(8) 県の機関において使途が見込まれること。

○ 申請方法

熊本県新事業支援調達制度実施要綱に基づき、申請書及び実施計画書を作成して、産業支援課へ提出してください。

○ 受付期間 平成26年4月1日（火）～平成26年4月30日（水）

○ 認定期間 認定日から2年を経過した日の属する年度の末日まで